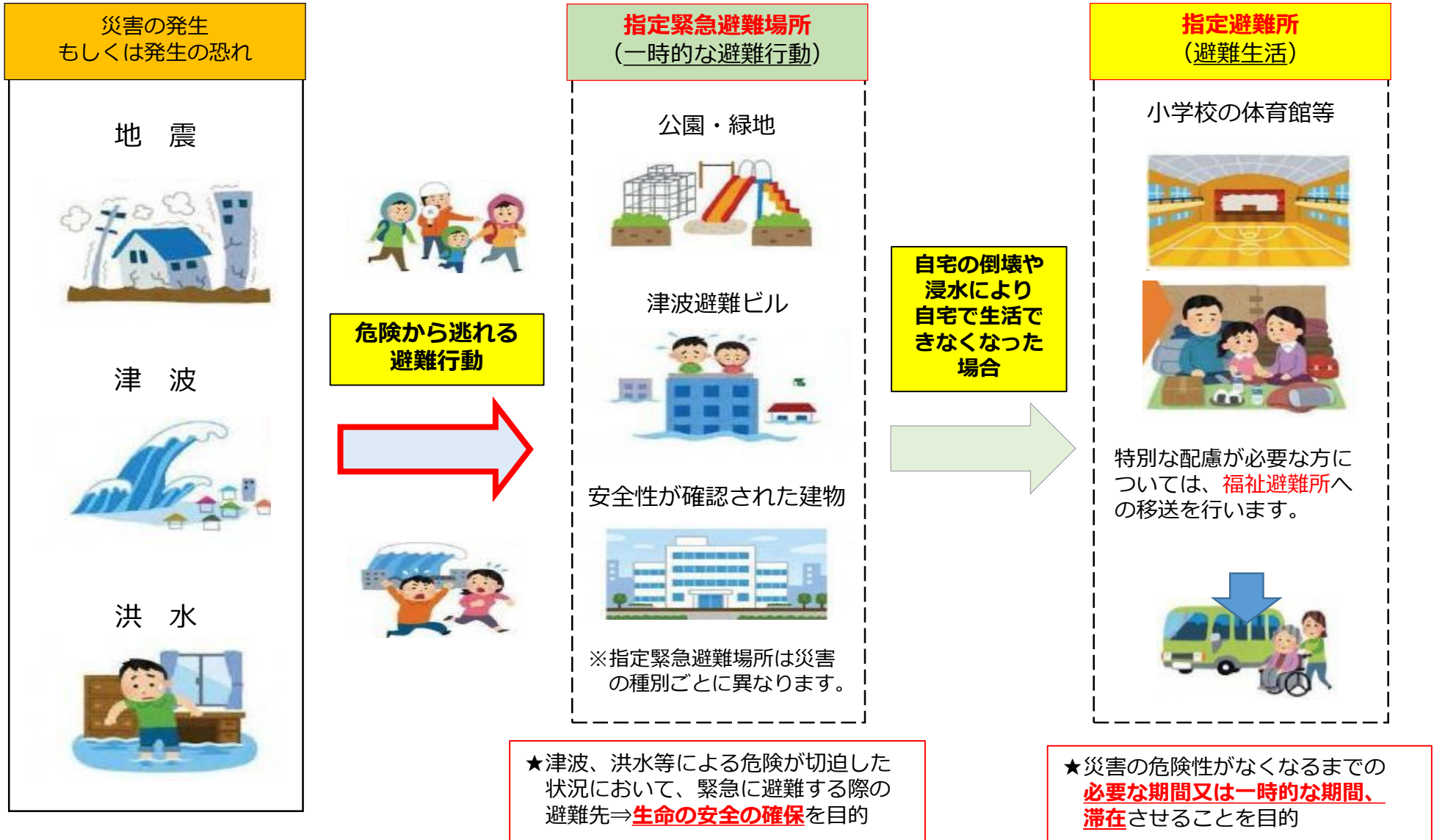


被災者支援のための取組

1 災害時の避難行動



2 避難情報のポイント

■ **市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で必ず避難しましょう**
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	——	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

# 3 避難所の開設・運営

## ◆避難所の開設基準

### 避難所開設基準①(土砂・洪水災害等)

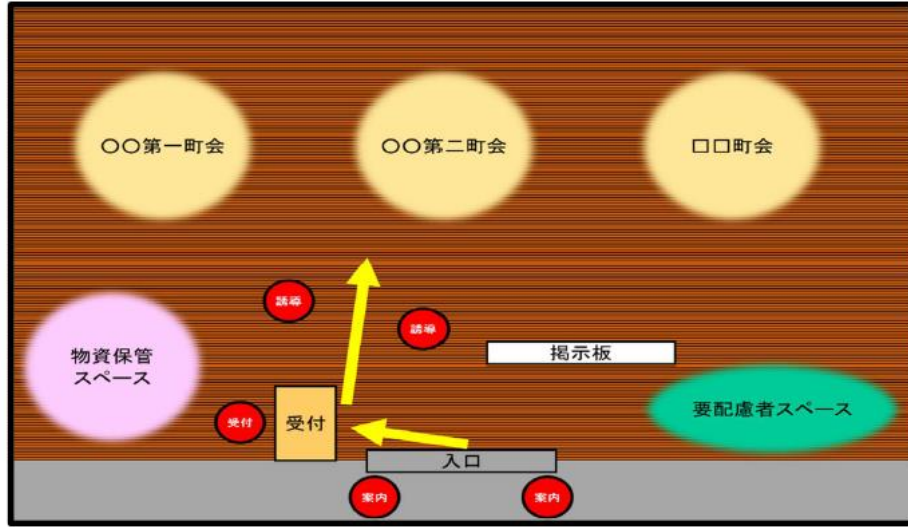
洪水、土砂災害等の発生又は発生の恐れがあり、市が高齢者等避難、避難指示を発令したとき、その他避難所の開設が必要なとき。

### 避難所開設基準②(地震・津波)

- 気象庁より、陸奥湾沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。
- 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。

● レイアウト例

避難所の大まかなレイアウトは、下記のようにします。



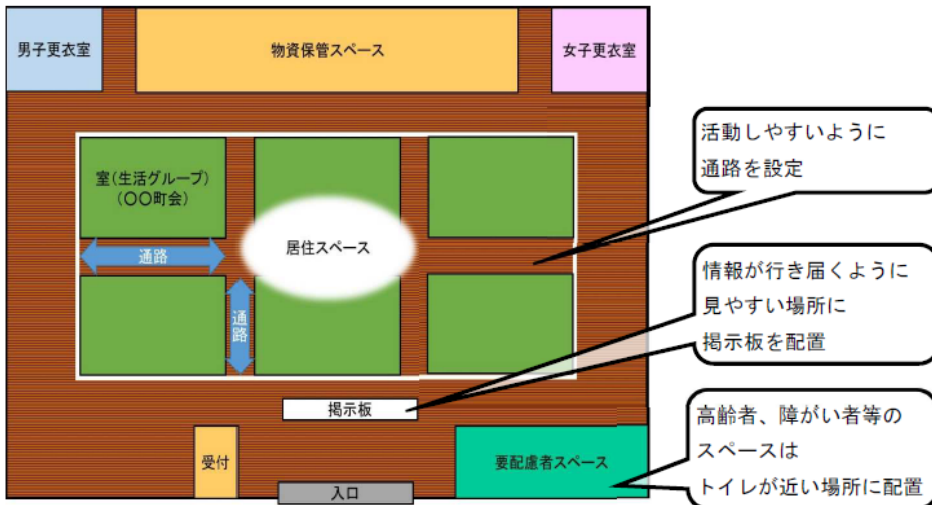
◆避難所のレイアウトづくり◆

- ①居住スペースの割り当て
- ②要配慮者スペースの確保
- ③共有スペースの割り当て
- ④出入口や立入禁止区域など明確化

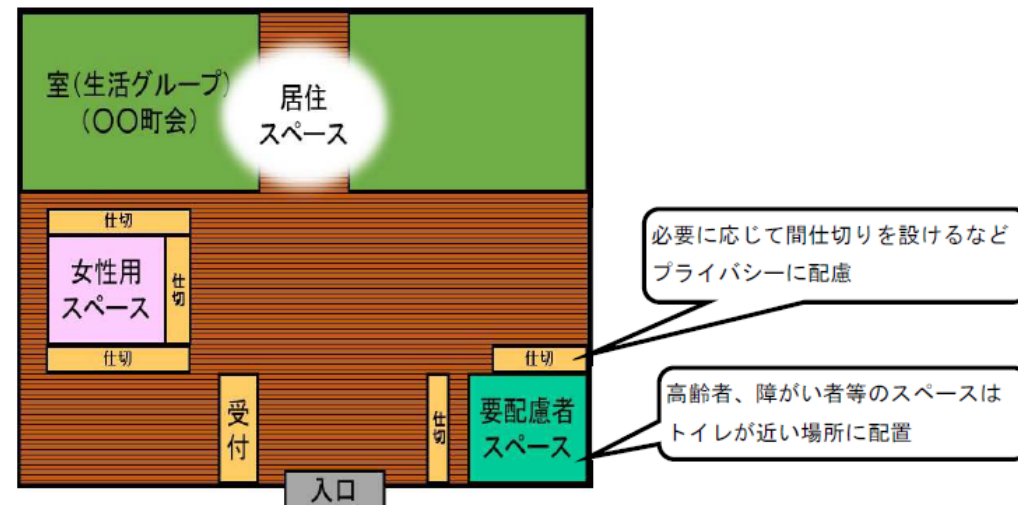


いずれも事前に決めておくことが重要！

● レイアウトの見直し例（学校の体育館）



● レイアウトの見直し例（集会所）







# 避難所運営のルールを決める

富士市避難所運営マニュアル 様式：総務班

## 総-2

### 避難所でのルール

避難所を利用される方は、以下のルールを守るよう心がけるとともに、当番に参加するなど、避難所運営にご協力ください。



基本事項

#### ◆ 避難所は、利用する人全員が協力して運営します。

年齢や性別に関係なく、避難者全員が、できる限り役割を分担し、より多くの方が避難所の運営に参画できるようにします。

#### ◆ 避難者の増減に合わせ部屋の移動を行います。

避難者数の増減などにより、部屋の移動をお願いすることがあります。

#### ◆ 立ち入りを制限した部屋には入らないでください。

危険なものがある部屋など、立ち入りを制限する部屋があります。

#### ◆ この避難所は、地域の食料・物資の受渡し拠点です。

避難所以外に避難する被災者も含めた食料・物資の受渡しを行います。

#### ◆ この避難所は、ライフラインの復旧状況や施設の再開により、他の避難所との統合や解消を行います。

住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受入れ施設で対処します。



防火

#### ◆ 出入口や階段、通路などに、避難の妨げとなる物を置かないでください。

整理整頓を行い、燃えやすいものを放置しないでください。

#### ◆ ストーブなどの暖房器具は、転倒防止をし、燃えやすいものから離れた場所で使い、換気にも注意してください。



たばこ・酒

#### ◆ 建物内は禁煙です。また、飲酒も控えてください。

たばこは屋外の決められた場所で吸い、吸殻は水が入ったバケツに入れるなど、完全に消火してください。



消灯時間を自分たちで決める



ゴミの集積スペースを確保

# 避難所運営の主な業務とポイント

## ◆情報の取得・管理・共有

**ポイント** 避難者への情報提供に努める



避難所では、災害に関する最新の情報や水道・ガス・電気・電話の復旧の見通し、行政による支援情報などを提供

## ◆食料・物資の管理

**ポイント** プッシュ型から要請型へ



避難所滞在中は、生活用水や飲料水、タオルケットなどの寝具、スマホ充電器など、避難者の要請に対応することが重要

## ◆トイレの確保・管理

**ポイント** トイレ利用は大切な生理現象



トイレを清潔に保つこと、トイレの数を確保すること、トイレ利用のルール明確化や高齢者への配慮などトイレ管理が重要

## ◆避難者の健康管理

**ポイント** 被災者の二次被害を予防

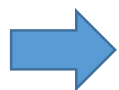


保健師による健康指導をはじめ、感染症対策(インフルエンザ・ノロウイルス等)、暑さ・寒さ対策など健康管理を徹底



# 配慮が必要な方への対応

◆避難所は、災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所



人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができるか、特に避難者の健康が維持されることを目標に「質」を確保する。

## 対応策

- 医師・看護師の巡回、派遣体制の確保
- 保健師・福祉専門職・心のケア専門職等の巡回・派遣体制の確保

(参考)【ケア対象者への看護介護スタッフ】 ※2004新潟県中越地震時の小千谷市総合体育館での事例

ケア対象者	人数(約)	スタッフの職種と人数		
		看護師	保健師	介護士、ヘルパー
要医療・要介護者(感染者)	15人	2人		
軽度認知症、軽度知的障害、要支援～要介護1、精神障害者で安定	80人	1～2人		1～2人
要介護	20人	2人		2～3人
集団が望ましくない白血病、酸素使用者、精神障害者等	7～8人	1人		
乳児と保育者	10組	朝夕に状況のみ確認、その他必要に応じて		
新生児				

# 4 福祉避難所の開設・運営

## ◆福祉避難所とは

市が設置する指定避難所での生活が困難で特別な配慮を必要とする方の避難所



高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など



## 福祉避難所開設までのフロー

- ① 市から要配慮者を含む住民に対し、**高齢者等避難又は避難指示**を発令
- ② 要配慮者を含む住民は開設された**最寄の指定避難所**などに避難
- ③ 市は指定避難所の対応要員として避難所配置職員3名を派遣
- ④ 避難所配置職員は避難所で**要配慮者の状況を把握し市へ報告**
- ⑤ 市は避難所での生活が困難な要配慮者の報告を受けた場合、協定を締結している施設に対し**福祉避難所の開設を要請**
- ⑥ 施設は要請のあった**要配慮者の受入が可能な場合、福祉避難所を開設**
- ⑦ 指定避難所から福祉避難所へ**要配慮者を移送**
- ⑧ 市は福祉避難所の対応要員として福祉避難所配置職員1名を派遣

# 福祉避難所の開設準備～受入

## 開設準備

要配慮者のためのスペース確保及び人員の確保等、受け入れ態勢が整い次第、福祉避難所を開設し、要配慮者を受入

- ◆福祉避難所の開設及び運営に必要となる**施設管理者及び介助員等の従業員を配置**
- ◆福祉避難所として開設されると、24時間体制での施設管理が必要となるため、**交代要員も含めた人員体制を確保**
- ◆要配慮者の受入や福祉避難所管理のために**必要なスペース(家族や支援者の控室、救護室、物資集積場所など)を確保**
- ◆開設に必要な設備・備品等で福祉避難所開設に当たり**施設で供与できるものについて準備**

## 要配慮者の受入(移送)

指定避難所から福祉避難所への移送は、原則として当該要配慮者の家族又は支援者が実施(※移送は①家族又は支援者が移送、②市が移送、③福祉避難所開設施設が移送 の順番で実施)

- ◆災害対策本部から要請を受けた施設は、車両の手配も含め、**要配慮者の状態に配慮した適切な移動手段を確保し移送を実施**(※移送に要した実費は、災害対策本部に請求することが可能)

# 要配慮者を守る防災対策

## 東日本大震災の教訓

○東日本大震災の死者のうち、**高齢者が約6割、障がい者死亡率は2倍**

➡ **個別避難計画**による近所や福祉とのつながりが重要

○震災関連死の約9割が66歳以上、度重なる移動や避難所で衰弱

➡ **福祉避難所の必要性や福祉施設の業務継続**が重要

## 熊本地震での教訓

(2016年4月14日、16日 熊本地震 最大震度7)

○関連死の**約9割が60歳以上**

○関連死の**約4割**が自宅などの発災前と同じ場所にいた方(**在宅避難者等**)

➡ **在宅の高齢者や基礎疾患者等の見守り、体調管理、保健・医療・福祉・生活支援**が重要



# 地域の防災を支える連携

## 自助



私たちは『自分の命は自分で守る』ことが基本です。しかし、自分の力や家族の力だけでは限界があります。

自分

## 共助



『自分たちの地域は自分達で守る』ことが基本です。地域や近隣の人が互いに協力し合います。

地域

## 地域の防災力

## 公助



市町村・警察・消防などの多くの防災関係機関が対応します。しかし、防災関係機関だけでは対応しきれないことが考えられます。

行政